

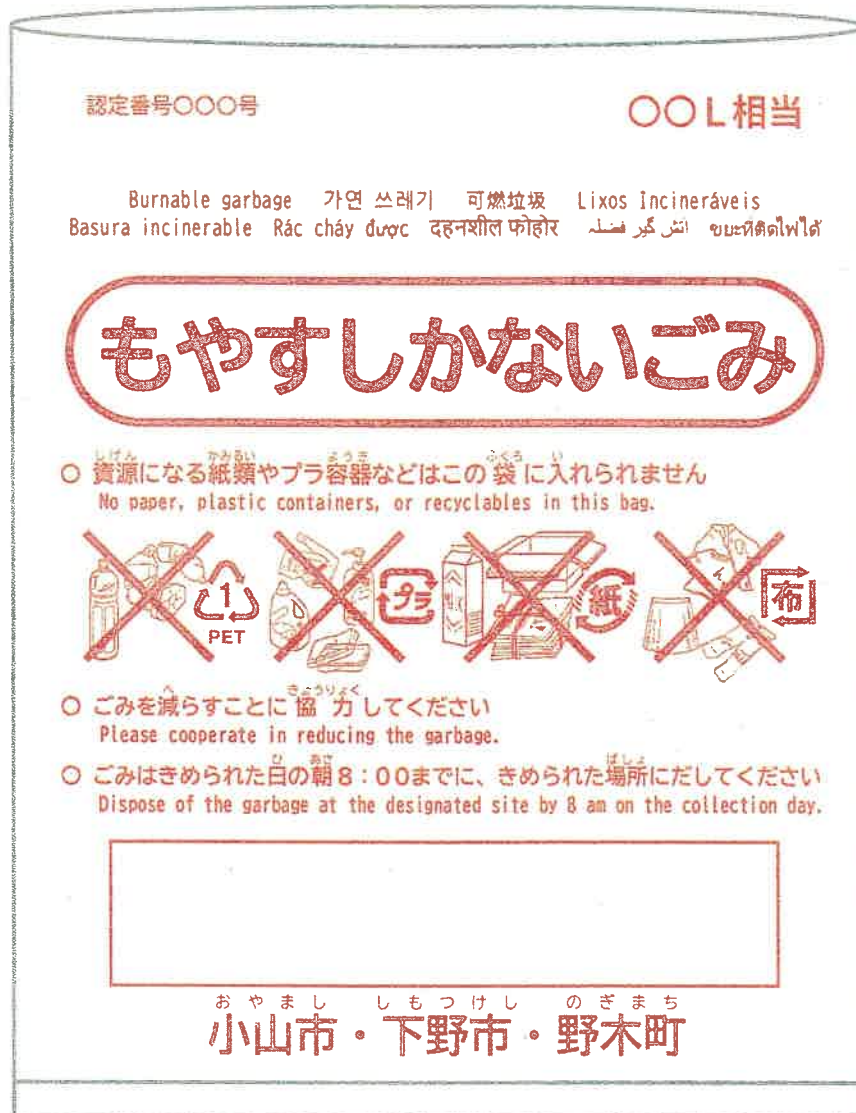
令和6（2024）年10月から

# もやししかないごみ（燃やすごみ・可燃ごみ）の 指定ごみ袋制度が始まります

## ○指定ごみ袋制度とは

ごみを排出する際に自治体が指定するごみ袋を御利用いただく制度です。

燃やすごみ・可燃ごみ（以下「もやししかないごみ」という）の中に約20%含まれている紙類やプラスチック製容器包装などの資源物について、分別と回収に御協力いただくことで、限りある資源の循環を促進するとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを発生する、「もやししかないごみ」を削減することを目的としています。今回導入する制度では、指定ごみ袋の価格に、ごみ処理手数料は含みません。



※指定ごみ袋制度の導入を契機に、これまで市町によって異なっていた「燃やすごみ・可燃ごみ」の名称を「もやししかないごみ」へ統一することになりました。これは、資源物の分別徹底や減量化をしても「燃やすことがやむをえないごみ」であることを表現した名称です。

## ～よくある質問と回答～

### Q1 いつから始まるの？

A1 令和6（2024）年10月1日から始まります。これまでのごみ袋も使用できる半年間の移行期間を経て、令和7年4月1日からは指定ごみ袋制度を完全実施する予定です。

### Q2 今後、ごみを捨てる時は全てのごみで指定ごみ袋を使わなければならないの？

A2 指定ごみ袋制度は小山広域保健衛生組合の施設で処理している「もやすしかないごみ」が対象です。それ以外のごみはこれまでどおりに排出できます。

### Q3 今までのごみ袋は使えなくなるの？

A3 指定ごみ袋制度が始まって、「もやすしかないごみ」以外のごみを排出する場合には、これまでのごみ袋を引き続き御使用いただけます（プラ容器、不燃ごみ、有害ごみ）。

### Q4 指定ごみ袋はどこで買えるの？いつ頃から販売になるの？

A4 これまでどおり、販売店（スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア）等で購入できます。9月頃から各販売店で販売開始を予定しています。

### Q5 指定ごみ袋の価格はいくらなの？

A5 指定する仕様を満たすごみ袋を製造できる複数の製造業者が製造し、従来の流通販売経路を通して多くの販売店で販売する方式を予定しています。自由競争によって指定袋の価格が低減することを期待していますが、従来のごみ袋と同様、販売店等によって販売価格は異なります。

### Q6 指定ごみ袋を導入すると本当にごみが減るの？

A6 指定ごみ袋制度は、既に全国の8割を超える自治体で導入され、ごみ減量に対して一定の実績があります。しかし指定袋を使うだけで自動的にごみが減るわけではなく、指定ごみ袋制度の開始を契機に分別を徹底していただき、ごみを出さない活動を意識していただくことで、はじめて効果があります。皆様の御協力をお願いします。

### Q7 指定ごみ袋を使っても分別が不十分だと処理してもらえないの？

A7 分別されていない場合は従来と同様に、ルール違反として搬入できない場合があります。分別の徹底による資源回収とごみの減量化に御協力をお願いします。

### Q8 経済負担が増えるのは困ります。

A8 導入を予定している制度は、ごみ袋の価格にごみ処理手数料を含まない「単純指定袋制度」です。ほかにも市町や事業系と家庭系を共通の袋にすることで袋単価をできる限り抑え、指定袋の価格が高くなるような制度設計にしています。

**Q9 袋のサイズはどのようなものがあるのですか？**

A9 容量は15L、30L、45L、70Lが製造される予定です。70Lについては事業用を想定しています。形状は平型またはU字型（取っ手つき）の2種です。

**Q10 もやすすかないごみは、すべて指定袋に入れないといけないのですか？**

A10 以下の品目だけを排出する場合は、既存の袋で出すことができます。

◎ 収集所へ出す場合  
落ち葉、下草

◎ 中央清掃センターへ直接搬入する場合  
座布団やぬいぐるみなどの単体ごみ、落ち葉、下草

上記の品目と他のごみを併せて出す場合には指定ごみ袋の使用が必要です。

**Q11 袋にある赤い四角の枠はなんですか？**

A11 任意記入欄です。自治会などで自由に運用を決めてお使いください。

**Q12 制度の周知はどのように考えていますか？**

A12 様々なツールを使用して、自治会に加入している方、していない方どちらにも情報が届くよう努めています。以下のようなスケジュールを予定しています。

○4月

- ・小山市ホームページ掲載
- ・クリーンおやま発行（広報おやま折り込み）

○5月～9月

- ・市役所および市民交流センターを中心とした施設での住民説明会

○9月

- ・広報おやま特集記事掲載予定

○2月

- ・制度について市民の皆さまへ全戸配布によるお知らせ

○通年

- ・SNS、おーラジ、チラシ等による周知

☆住民説明会の日程につきましては、次ページをご確認ください。

指定ごみ袋制度に関する最新の情報は小山市ホームページよりご確認ください。

指定ごみ袋制度の詳細は  
こちらから>>



指定ごみ袋制度に関する説明会は下記のとおりです。どなたでも参加可能です。  
 事前に登録フォームから申し込みいただきますと、当日の受付がスムーズになりますので、  
 よろしければご登録ください。

指定ごみ袋説明会の申し込みは  
[こちらから>>](#)



### 指定ごみ袋制度住民説明会 開催予定日一覧

日程	時間	会場	定員
6月11日(火)	18:30~19:30	小山城南市民交流センター	100
6月15日(土)	10:00~11:00	小山市役所6階大会議室	100
6月18日(火)	18:30~19:30	大谷市民交流センター	90
6月20日(木)	18:30~19:30	中公民館研修室	100
6月21日(金)	18:30~19:30	間々田市民交流センター	90
6月24日(月)	18:30~19:30	桑市民交流センター	90
6月25日(火)	10:00~11:00	小山市役所6階大会議室	100
7月4日(木)	18:30~19:30	小山城南市民交流センター	100
7月6日(土)	10:00~11:00	小山市役所6階大会議室	100
7月8日(月)	18:30~19:30	大谷市民交流センター	90
7月10日(水)	18:30~19:30	絹公民館	70
7月18日(木)	18:30~19:30	桑市民交流センター	90
7月23日(火)	18:30~19:30	間々田市民交流センター	90
7月25日(木)	18:30~19:30	小山市役所6階大会議室	100
7月29日(月)	18:30~19:30	道の駅思川評定館	100
8月2日(金)	18:30~19:30	小山城南市民交流センター	100
8月3日(土)	10:00~11:00	小山市役所6階大会議室	100
8月6日(火)	18:30~19:30	桑市民交流センター	90
8月8日(木)	18:30~19:30	大谷市民交流センター	90
8月20日(火)	18:30~19:30	小山市役所6階大会議室	100
8月21日(水)	18:30~19:30	道の駅思川評定館	100
8月22日(木)	18:30~19:30	間々田市民交流センター	90
9月6日(金)	18:30~19:30	桑市民交流センター	90
9月7日(土)	10:00~11:00	小山市役所6階大会議室	100
9月9日(月)	18:30~19:30	小山城南市民交流センター	100
9月12日(木)	18:30~19:30	大谷市民交流センター	90
9月17日(火)	18:30~19:30	絹公民館	70
9月19日(木)	18:30~19:30	間々田市民交流センター	90
9月25日(水)	18:30~19:30	道の駅思川評定館	100
9月26日(木)	18:30~19:30	小山市役所6階大会議室	100

なお、申込みなしでもご参加いただけます。